

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所能代支部執行官室 ☎0185-52-3278

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

秋田地方裁判所能代支部

裁判所書記官 阿 部 義 史

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 9 日から 令和 8 年 10 月 16 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 22 日 午後 2 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所能代支部開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 秋田地方裁判所能代支部
買受申出の保証の 提供方法	別に掲示されています。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3, 5, 6, 9 , 20	2, 107, 000 1, 685, 600	一括	421, 400	38, 959	0
1	338, 000				
2	125, 000				
3	37, 000				
5	35, 000				
6	991, 000				
9	242, 000				
20	339, 000				
					</

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 2 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 5 . 1 9 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 3 . 8 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 3 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 5 . 9 6 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 5 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 . 8 4 平方メートル |
| 6 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 2 6 . 0 8 平方メートル |

物 件 目 録

9	所	在	能代市二ツ井町小繋字泉
	地	番	1 0 番 1
	地	目	宅地
	地	積	1 0 4 . 1 5 平方メートル
2 0	所	在	能代市二ツ井町小繋字泉
	地	番	1 2 3 番
	地	目	宅地
	地	積	1 4 5 . 8 8 平方メートル
			(現況)
	地	目	宅地一部公衆用道路

物 件 明 細 書

令和 8年 7月29日

秋田地方裁判所能代支部

裁判所書記官 阿 部 義 史

1 不動産の表示

【物件番号1～3, 5, 6, 9, 20】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3, 5, 6, 9, 20】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3, 5, 6, 9, 20】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 2 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 5. 1 9 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 3. 8 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 3 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 5. 9 6 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 5 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4. 8 4 平方メートル |
| 6 | 所 | 在 | 能代市二ツ井町小繋字泉 |
| | 地 | 番 | 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 2 6. 0 8 平方メートル |

物 件 目 録

9 所 在 能代市二ツ井町小繋字泉
地 番 1 0 番 1
地 目 宅地
地 積 1 0 4 . 1 5 平方メートル

2 0 所 在 能代市二ツ井町小繋字泉
地 番 1 2 3 番
地 目 宅地
地 積 1 4 5 . 8 8 平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

令和8年（ケ）第1号
令和8年3月23日受理
令和8年6月5日提出

現況調査報告書

(物件1～3、5、6、9、20)

秋田地方裁判所能代支部

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

1	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 2 番 1 宅地 1 4 5 . 1 9 平方メートル
2	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 3 番 1 宅地 5 3 . 8 0 平方メートル
3	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 3 番 3 宅地 1 5 . 9 6 平方メートル
5	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 5 番 1 宅地 1 4 . 8 4 平方メートル
6	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 6 番 1 宅地 4 2 6 . 0 8 平方メートル
9	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 1 0 番 1 宅地 1 0 4 . 1 5 平方メートル
2 0	所 地 地 地	在 番 目 積	能代市二ツ井町小繋字泉 1 2 3 番 宅地 1 4 5 . 8 8 平方メートル

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
土 地	物件 1 ～ 3、5、6、9、20
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 1 ～ 3、5、6、9) ☒ 宅地一部公衆用道路 (物件 20) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐
形 状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	1 本件土地の接道関係は評価書参照。 2 物件 20 土地のうち、東側部分は、東側に隣接する二ツ井町小繋土地改良区が所有する公衆用道路 (地番 1 番 1 (件外土地 1)) と一体的に通路として使用されている (写真番号 1、6)。 3 上記の二ツ井町小繋土地改良区が所有する公衆用道路 (地番 1 番 1) について、現在管轄する二ツ井町土地改良区では、契約や通行料等は必要なく、誰でも自由に通行できるとしている。 4 物件 1 ～ 3 土地及び物件 20 土地に囲まれた地番 2 番 2 (件外土地 2) 及び同 3 番 2 (件外土地 3) の両土地は、従前から無道路地であり、本件土地の売却後も同様である。 5 物件 2 土地上に電柱がある。
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 年 () 第 号 保管開始日 年 月 日
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

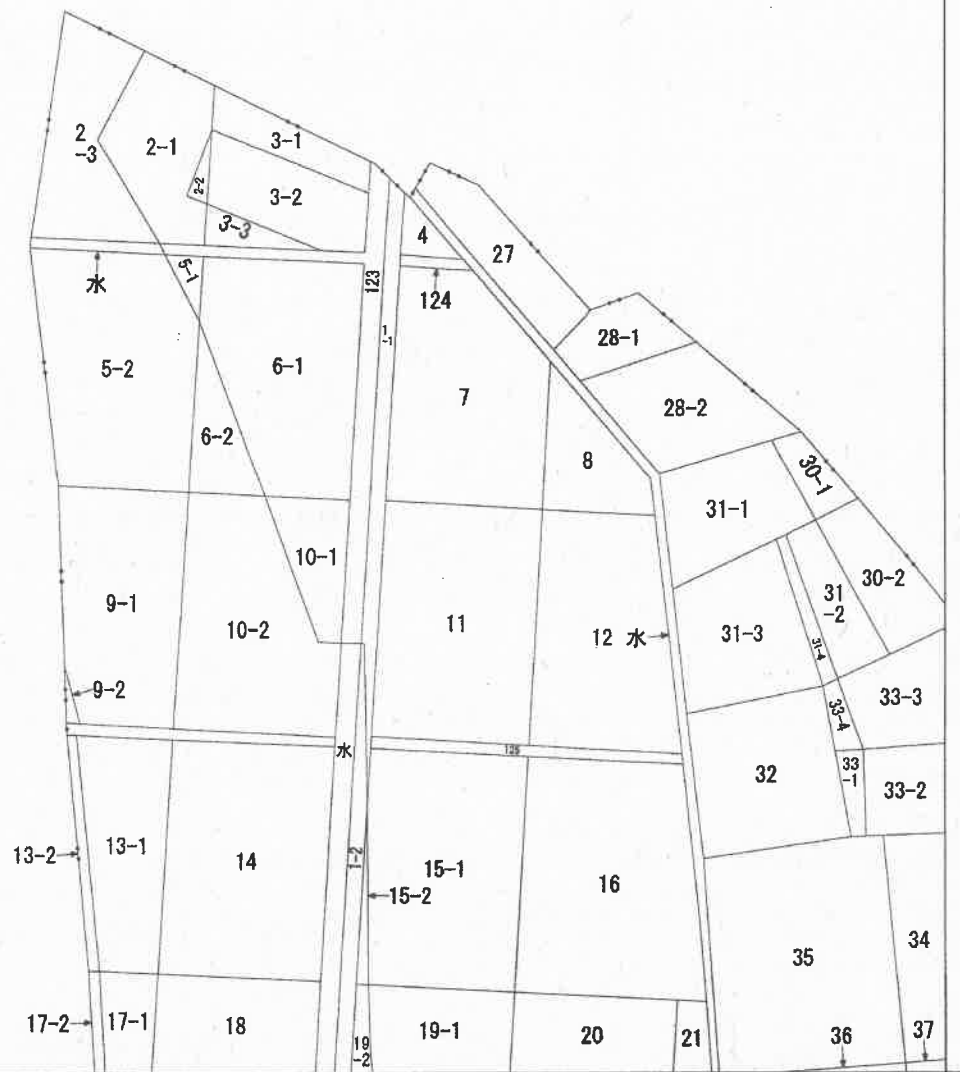
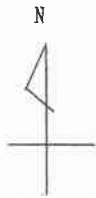
(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者代表者	1 本件土地は境界等につき隣地所有者と争いはありません。 2 物件1～3土地及び物件20土地に囲まれた地番2番2と3番2の両土地（件外土地2、同3）は、現在は更地ですが以前は建物がありました。その建物が取り壊されたとき、その所有者が私に対し、これらの土地は自由に使ってもらってよいと言いましたが、私はこれまで使ったことがありません。
■二ツ井町土地改良区本件担当者	1 物件20土地の東側に隣接する二ツ井町小繋土地改良区が所有する地番1番1の土地（件外土地1）は、現在は二ツ井町土地改良区の管轄です。この土地は、契約や通行料等の必要はなく、誰でも自由に通行できる公衆用道路です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 8年 3月24日 (火) 10:45 ~ 10:47	能代市役所	課税台帳等公用取得
令和 8年 3月24日 (火) 10:50 ~ 10:55	秋田地方法務局能代支局	登記事項証明書等公用取得
令和 8年 3月27日 (金) 11:40 ~ 11:45	秋田地方法務局能代支局	公図公用取得
令和 8年 4月 9日 (木) 16:05 ~ 16:10	物件所在地	現地所在確認、写真撮影、所有者代表者と面談、調査期日口頭告知
令和 8年 4月28日 (火) 12:10 ~ 12:40	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 (評価人同行)
令和 8年 5月25日 (月) 12:55 ~ 13:00	二ツ井土地改良区	通行関係調査
令和 8年 5月26日 (火) 9:35 ~ 9:36	執行官室	二ツ井土地改良区本件担当者から電話聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	能代市ニッ井町小繁字泉				地番	123番			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和49年10月1日			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A 3 版から A 4 版に縮小

令和8年3月26日

秋田地方方法務局能代支局

登記官

請求番号：17-1

(1/1)

(5 枚目)

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月26日 秋田地方法務局能代支局

令和8年3月26日

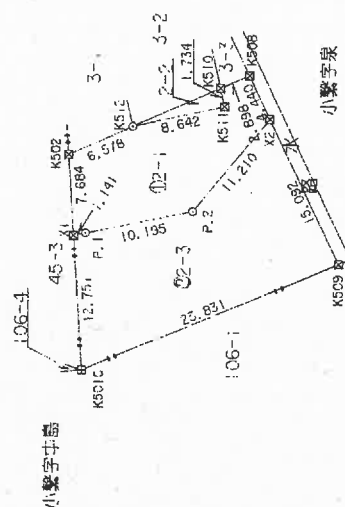
秋田地方法務局能代支局

燒記留

(6 枚目)

地積測量圖

地番	2-1、2-3
土地の所在	能代市二ツ井町小繋字泉



圖角區煤床求積表

	χ_n	$0.2 \cdot \chi_n$	$Y_n + 1 - Y_c$	$Y_n + 1 - Y_c - 1$	$Y_n + 1 - Y_c - 1 - Y_n$
X ₂	2437.924	-4897.379	5.205	-2549.964	11.210
X ₃	2437.924	-4898.076	17.050	-635.446	10.195
P ₁	2437.924	-4899.173	11.094	-543.996	11.141
X ₁	2439.091	-4899.408	1.554	-16.31	7.684
X ₂	2439.376	-4899.255	-2	10.95	6.642
X ₃	2438.376	-4898.255	-13.456	709.955	6.642
K ₅ 1	2437.5	-4897.25	-8.768	95.955	17.14
K ₅ 2	2437.5	-4897.25	-2.281	111.25	2.899
K ₅ 3	2437.5	-4897.25	-4.518	22.270	4.440
K ₅ 4	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 5	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 6	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 7	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 8	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 9	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 10	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 11	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 12	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 13	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 14	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 15	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 16	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 17	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 18	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 19	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 20	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 21	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 22	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 23	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 24	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 25	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 26	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 27	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 28	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 29	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 30	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 31	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 32	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 33	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 34	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 35	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 36	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 37	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 38	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 39	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 40	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 41	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 42	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 43	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 44	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 45	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 46	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 47	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 48	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 49	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 50	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 51	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 52	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 53	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 54	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 55	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 56	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 57	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 58	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 59	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 60	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 61	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 62	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 63	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 64	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 65	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 66	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 67	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 68	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 69	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 70	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 71	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 72	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 73	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 74	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 75	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 76	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 77	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 78	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 79	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 80	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 81	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 82	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 83	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 84	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 85	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 86	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 87	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 88	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 89	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 90	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 91	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 92	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 93	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 94	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 95	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 96	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 97	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 98	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 99	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440
K ₅ 100	2437.731	-4897.351	0	290.397	4.440

標 記	$\bar{Y}_n$	$\bar{Q}_{2-3}$	$\bar{Y}_n + Y_{n-1}$	$ \bar{Y}_n - Y_{n-1} $	距離
P. 1	2339.091	-49890.072	-10.193	19755.703544	1.141
P. 1	2337.974	-49890.173	-11.034	53359.967362	10.195
P. 2	2337.997	-49890.076	-17.050	83524.665960	11.210
P. 2	2337.914	-49791.379	-13.419	65752.5428601	15.092
K5.0.9	23364.578	-49893.072	17.443	-95458.6154696	25.811
K5.0.1 C.	24369.367	-49900.139	24.813	-120219.3521794	12.761
			合 計	546.884343	
			距離	579.4322435	

419.6406300 m³419,640,6300 m³

の級基準点の名称及び座標値

2級基準点 H20-No.3	X = 24407.142 Y = -48970.916
2級基準点 H20-No.4	X = 24066.432 Y = -48736.453

世界混地系による

境界標の種類	境界	(測点番号)
コンクリート杭	田	
合成樹脂杭	☒	

作者

囑託者 申請人

縮尺 500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

A 3 版から A 4 版に縮小

請求番号: I7-14

登記年月日：昭和52年6月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月26日

秋田地方支務局能代支局

登記号

(7 枚目)

A3版からA4版に縮小

請求番号：17-15

64041

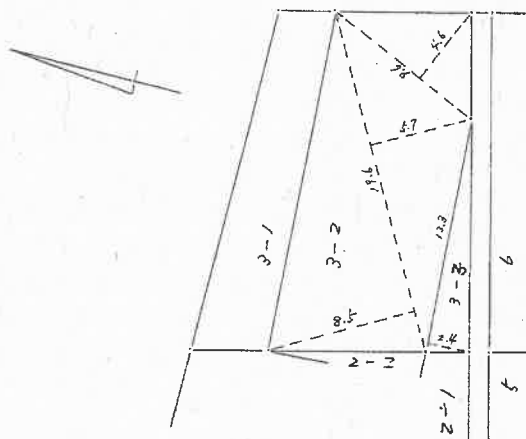
⑦ 3

地番 3-2、3-3 3-1

土地の所在 山本郡能代市 井田町繁字久

付録
64041

地積測量図



$$3-2 \quad 8.5 \times 19.6 = 166.60$$

$$4.7 \times 19.6 = 111.72$$

$$4.6 \times 9.6 = 44.16$$

$$\text{計} \quad 322.48$$

$$1/2 \quad 161.24 \text{ m}^2$$

$$3-3 \quad 24 \times 13.3 = 31.92$$

$$1/2 \quad 15.96$$

$$15.96 \text{ m}^2$$

縮尺

1/300

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

552.6.1

登記年月日：平成21年10月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月26日 秋田地方法務局能代支局

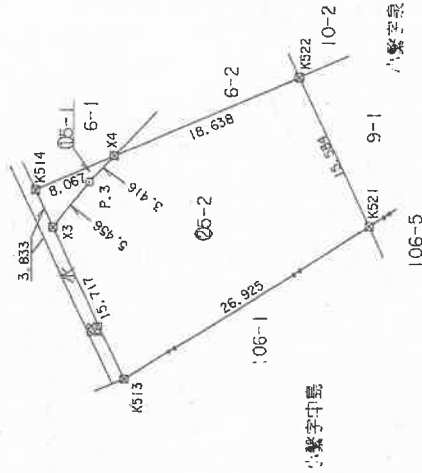
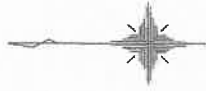
登記号

(8 枚目)

地 積 測 量 図

地 番 5-1、5-2

土地の所在 能代市二ツ井町小鷲字泉



観測成果表

測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1	距離
X3	24370.061	-48974.344	3.156	-155085.437104	5.456
P3	24366.639	-48974.111	-5.769	282485.672248	3.416
X4	24364.313	-48971.604	-13.378	115710.833322	15.594
X5-2	24340.709	-48973.225	-16.212	-14034.883700	24.935
K513	24363.473	-48982.604	29.312	-143010.764688	15.717
				508.417792	
				454.205810	
				454.20	m
合				469.0477780	m

2級基準点の名称及び座標値

2級基準点	X=	24407.142
H20-NO.3	Y=	-48970.916
2級基準点	X=	24066.432
H20-NO.4	Y=	-48736.453

世界測地系による

境界線の種類	筆界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	☒

作成者

嘱託者
申請人

縮尺 1/500

A3版からA4版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月26日 秋田地方方法務局能代支局

令和8年3月26日

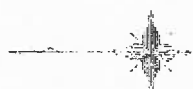
秋田地方法務局能代支局

登記証

(9 枚目)

地積測量圖

地番	6-1、6-2
土地の所在	能代市二ツ井町小繋字



惠角座假志求續表

編號	X_n	Y_n	$X_n + Y_n$	$[X_n + Y_n - 1] Y_n$	Σ
X 5	24330.727	-49555.606	1.968	91.550	4.043
X 6	24353.276	-49559.743	13.966	-555167.063098	16.204
X 4	24364.531	-49371.609	19.415	-901812.173755	9.067
X 1	24371.632	-49374.666	15.765	-747661.324940	18.753
X 5	24379.579	-49557.579	15.547	810105.950387	26.705
X 1.6	24355.146	-49547.801	-29.951	1412171.916570	10.510
X 6				932.160548	
X 6				428.6802740	

[illegible]

500.712055 m

2級基準点の名称及び座標値

2級基準点 H20-No. 3	X = 24407.142 Y = -48970.916
2級基準点 H20-No. 4	X = 24566.432 Y = -48736.453

世界測地系による

境界標の種類	境界	(測点番号)
コンクリート杭		
合成樹脂杭	☒	
立属鉄	☒	

作者

囑託者

尺

$$\frac{1}{500}$$

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

A 3 版から A 4 版に縮小

請求番号: 17-3

登記年月日：平成21年10月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月26日

秋田地方建設局能代支局

登記号

(10 枚目)

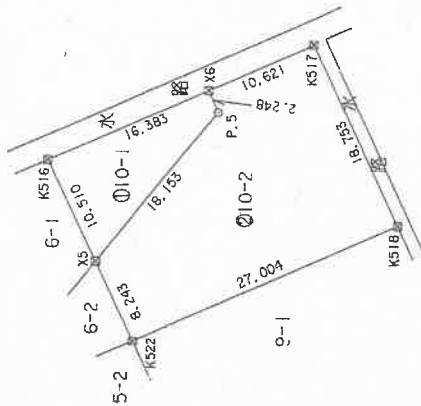
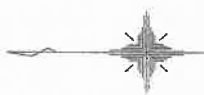
A3版からA4版に縮小

請求番号：17-4

地 積 測 量 図

地 番 10-1、10-2

土地の所在 能代市二ツ井町小繋守泉



測量成果表

測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1	距離
X5	24340.157	-48940.456	-15.874	77660.798544	7.248
P.5	24339.272	-48942.523	-10.570	-51732.468110	18.153
X6	24339.777	-48936.666	-5.874	-777137.163644	10.510
X516	24355.146	-48947.070	-10.570	517370.523500	16.383
距離					104.15 m

測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1	距離
X5	24350.777	-48936.606	-7.983	591114.325334	18.153
P.5	24339.272	-48942.523	-10.570	517322.468110	7.248
X6	24340.157	-48940.456	-8.882	432242.107392	10.621
X517	24330.440	-48936.169	-17.602	861374.429136	16.753
X518	24322.555	-48951.183	16.871	-823441.491243	27.004
X522	24347.761	-48964.085	28.172	-1379416.102620	5.243
距離					402.18 m

506.3336005 m

2級基準点の名称及び座標

2級基準点	X=	24407.142
H20-No.3	Y=	-48970.916
2級基準点	X=	24066.432
H20-No.4	Y=	-48736.453

世界測地系による

境界線の種類	筆界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	☒

作成者

嘱託者
申請人

縮尺
1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

全第8年3月26日

秋田地方法務局能代支局

增加

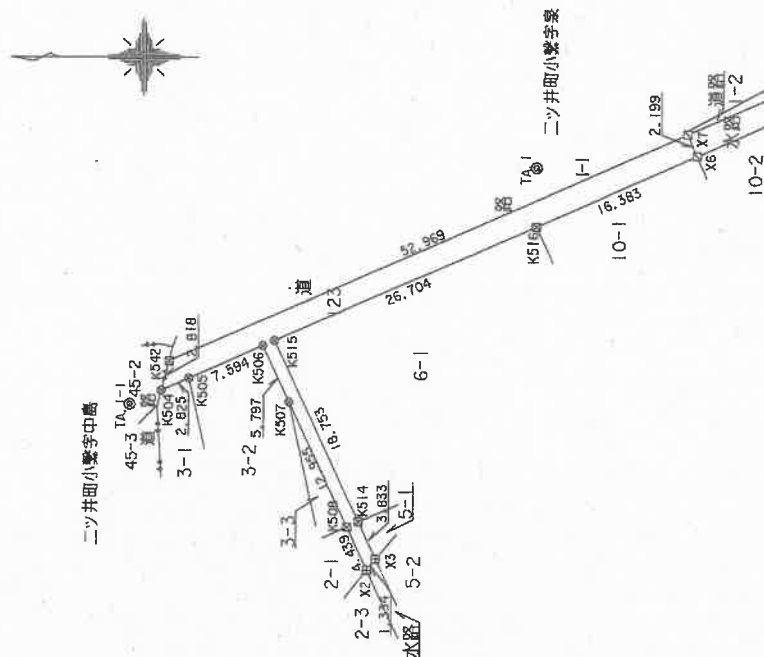
(11 枚目)

A 3 版から A 4 版に縮小

請求番号: 17-10

土地積測在圖

地番	123
土地の所在	能代市二ツ井町小繋字泉



角色單元法與訓練

期数	X_n	$12 \cdot X_n$	$X_{n+1} - X_n - 1$	$X_{n+1} - X_n - 11 \cdot Y_n$	Y_n
K5.42	24359.484	-48952.018	49.1860	-74.8137 6368120	2.8118
K5.43	24390.709	-48952.542	-1.4661	9.0170 326120	2.8158
K5.44	24390.709	-48952.542	-1.4661	4567.92 9412656	7.594
K5.45	24380.676	-48958.336	-9.5333	4857.22 941656	5.787
K5.46	24378.238	-48953.996	-9.4386	3860.77 954460	12.955
K5.47	24372.781	-48975.551	-7.7885	3589.05 717214	4.439
K5.48	24370.954	-48975.375	-7.710	1327.34 115960	3.534
X2	24370.954	-48975.375	-7.710	1327.34 115960	3.534
X3	24371.593	-48974.864	-9.4932	-4651.11 703492	18.733
K5.49	24371.593	-48974.864	-9.4932	810.05 360437	26.704
K5.5	24379.578	-48987.071	-16.347	139.942 448470	6.383
K5.16	24355.146	-48987.071	-39.421	68.1196 06008	2.159
X6	24340.157	-48940.456	-14.123	-2413.896 135918	52.969
X7	24341.023	-48938.454	49.327	-291.773937	2.8158
			49.327	145.889495	

145.8899485

境界標の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	田
合成樹脂杭	☒
金属釘	☒
金属プレート	☒

2級基準点 H20-No.3	X= 24407.142 Y= -48970.916
2級基準点 H20-No.4	X= 24066.432 Y= -48736.453

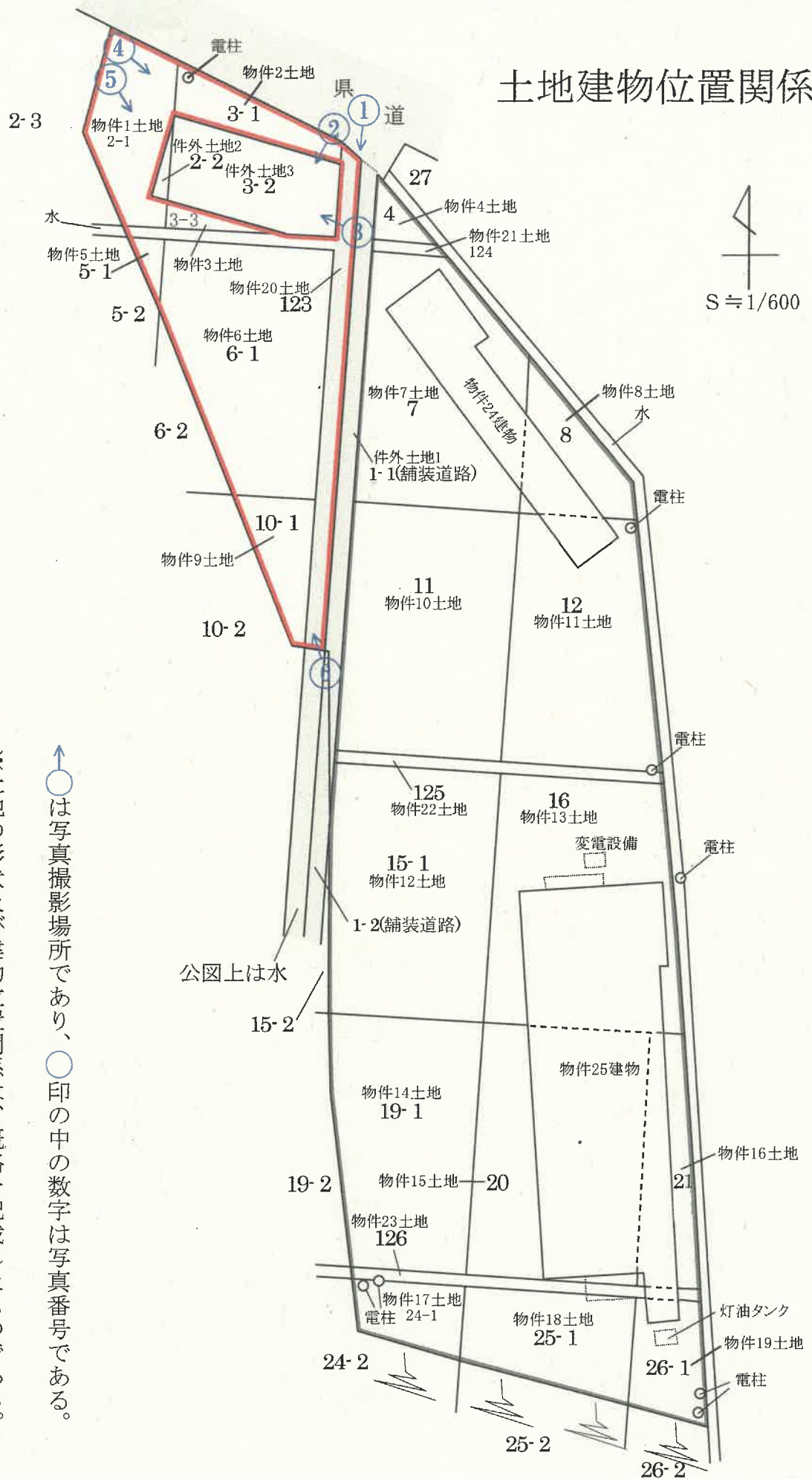
世界測地系による

基準点	X = 24355.061
TA. 1	Y = -48941.578
基準点	X = 24393.060
TA. 1-1	Y = -48963.823

世界測地系による

作成者			申請人		縮尺	1/500
-----	--	--	-----	--	----	-------

土地建物位置関係図



写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



令和8年(ケ)第 1 号
令和8年4月28日 現地調査
令和8年6月 5日 評 価

秋田地方裁判所 能代支部 御中

評 価 書

(物件 1 ～ 3、 5、 6、 9、 20)

評価人 不動産鑑定士

千田 幸紀

第1 評価額

一 括 価 格		
金 2,107,000 円		
内 訳 価 格		
土地	物件 1	金 338,000 円
	物件 2	金 125,000 円
	物件 3	金 37,000 円
	物件 5	金 35,000 円
	物件 6	金 991,000 円
	物件 9	金 242,000 円
	物件 20	金 339,000 円

1 一括価格は、物件1～3、5、6、9、20の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記上と同じ

1 土地

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 2番1 宅地 145.19m ²	
2	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 3番1 宅地 53.80m ²	
3	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 3番3 宅地 15.96m ²	
5	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 5番1 宅地 14.84m ²	
6	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 6番1 宅地 426.08m ²	
9	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 10番1 宅地 104.15m ²	
20	所在地 地目 地積	在能代市二ツ井町小繫字泉 123番 宅地 145.88m ²	宅地及び公衆用道路

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等

位置・交通	最寄駅： JR奥羽本線「二ツ井」駅から北東方約2.3km（以下道路距離） 最寄公共施設： 「二ツ井小学校」の北東方約3.4km 「二ツ井中学校」の北東方約2.7km 「能代市役所二ツ井町庁舎」の北東方約2.9km 最寄商業施設： 「いとく二ツ井ショッピングセンター」の北東方約2.6km	
付 近 の 状 況	受命物件は、「道の駅ふたつ」の北方に近接し、受命物件の旅館や居宅のほか、事業所や長らくの空き店舗が存している。米代川に隣接し、宅地部分が低地であるため水害被害も多い。令和8年3月に秋田自動車道のICが開通し、交通利便性は向上した。しかしながら、コロナ明けの現在も、客足の戻りは鈍い状況である。したがって、不動産需要は少なく、過疎化の影響もあり、周辺を含め空家が増加する可能性は高いと予測する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — 特になし 特になし
画地条件	・間口 東側で、件外土地（3番2及び2番2）を含む全体で約55m。 ・奥行 約2～約27m。 ・形状 不整形 ・地勢 周辺の宅地や堤防、アクセス道路より低地となるが、宅内は概ね平坦地である。 ・地積 公簿905.90㎡（7筆計）。公図や地積測量図との照合から現況も一致。 ・接道 二方路	
接面道路の状況	・東側道路：敷地内通路の幅員約4mコンクリート道路に等高に接道する。上記通路は受命物件20と件外土地1番1（108㎡・公衆用道路・山本郡二ツ井町小繋土地改良区）の道路であり、受命物件内を南北に貫通している。 なお、有効幅員約12m舗装県道より分岐する幅員約4m舗装道路（県管理）より受命物件内に入り込む。 ・南側道路：国道7号より分岐する有効幅員約4m舗装道路（堤防管理道路）より南側から西側にかけて受命物件（1～25）を回り込む形で敷地内にアクセスする。行止り地点で受命物件に接道し、全体的に当該道路より2m以上低くなっている。	
土地の利用状況等	・更地として利用している。 ・隣地の状況 東側：物件20の通路敷 南側：堤防管理道路 - 西側：米代川の堤防管理道路 北側：県管理道路	

供給処理施設 (宅地内引込)	簡易水道 なし（配管は不明であるが周辺から引き込み可） ガス配管 なし（接面道路公設管：なし） 下水道 なし（接面道路公設管：なし）
特記事項	①現地調査、官庁公表資料等を勘案する限度において、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された公算は低いと考えられる。したがって、土壌汚染が価格形成に大きな影響を与えることがないと判断されるので、価格形成要因から除外して評価する。 ②周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし。 ③能代市ハザードマップによると、米代川最大浸水深5～10mの想定。「ため池氾濫危険区域」に指定されている。立会人からの聴取では、幾度の水害被害があり、近年の令和7年時には居宅部分は床下浸水があったとのことである。旅館については浸水被害はないとのことである。 ④小繋簡易水道利用組合からの聴取では、以前、件外土地3番2及び2番2に住宅があり、そこに供給していた経緯から、受命物件周辺にも引き込み可能であると回答を得た。

第5 評価額の判定

標準画地価格を算出し、これに個別格差、占有減価、市場性・競売市場性修正率を施し、評価額を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	占有 減価率 ウ	地積 (㎡) エ	市場性 修正率 オ	競売市場 修正率 カ	評価額 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	8,650	0.48	1.00	145.19	0.80	0.70	338,000
2	8,650	0.48	1.00	53.80	0.80	0.70	125,000
3	8,650	0.48	1.00	15.96	0.80	0.70	37,000
5	8,650	0.48	1.00	14.84	0.80	0.70	35,000
6	8,650	0.48	1.00	426.08	0.80	0.70	991,000
9	8,650	0.48	1.00	104.15	0.80	0.70	242,000
20	8,650	0.48	1.00	145.88	0.80	0.70	339,000
一括価格 (合計)							2,107,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

標準画地を幅員約12m舗装県道に北側で接面する整形地 (約500㎡) とした。

地価調査 能代 (県) 5-3

公示価格等 11,600 円/㎡ × 時点修正 98.4 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 132 ÷ 標準画地価格 8,650 円/㎡

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 標準的画地±0%

◇ 地 域 格 差 : 街 路 ▲2% 交通接近 +4% 環 境 +30% 行 政 ±0%
相乗積 0.98 × 1.04 × 1.30 × 1.00 ÷ 1.32

イ 個別格差 : …… 街路条件▲10% (0.90) (幅員▲7%、系統連続性▲3%)
画地条件▲41% (0.59) (規模過大▲10%、不整形▲25%、一部私道▲12%)
(相乗積0.90×0.75×0.88÷0.59)
環境条件▲10% (0.90) (周囲より低地及び水害の危険性▲10%)
個別格差 0.90×0.59×0.90÷0.48

ウ 占有減価率 : ……特になし。

エ 地 積 : ……登記数量による。

オ 市場性修正率 : ……一般市場においても受命物件の接道の状態、形状等から土地需要が少ないなか、短期間売却に当たっては更なる減価を要すると判断し、▲20%の修正を施した。

カ 競売市場修正率 : ……評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

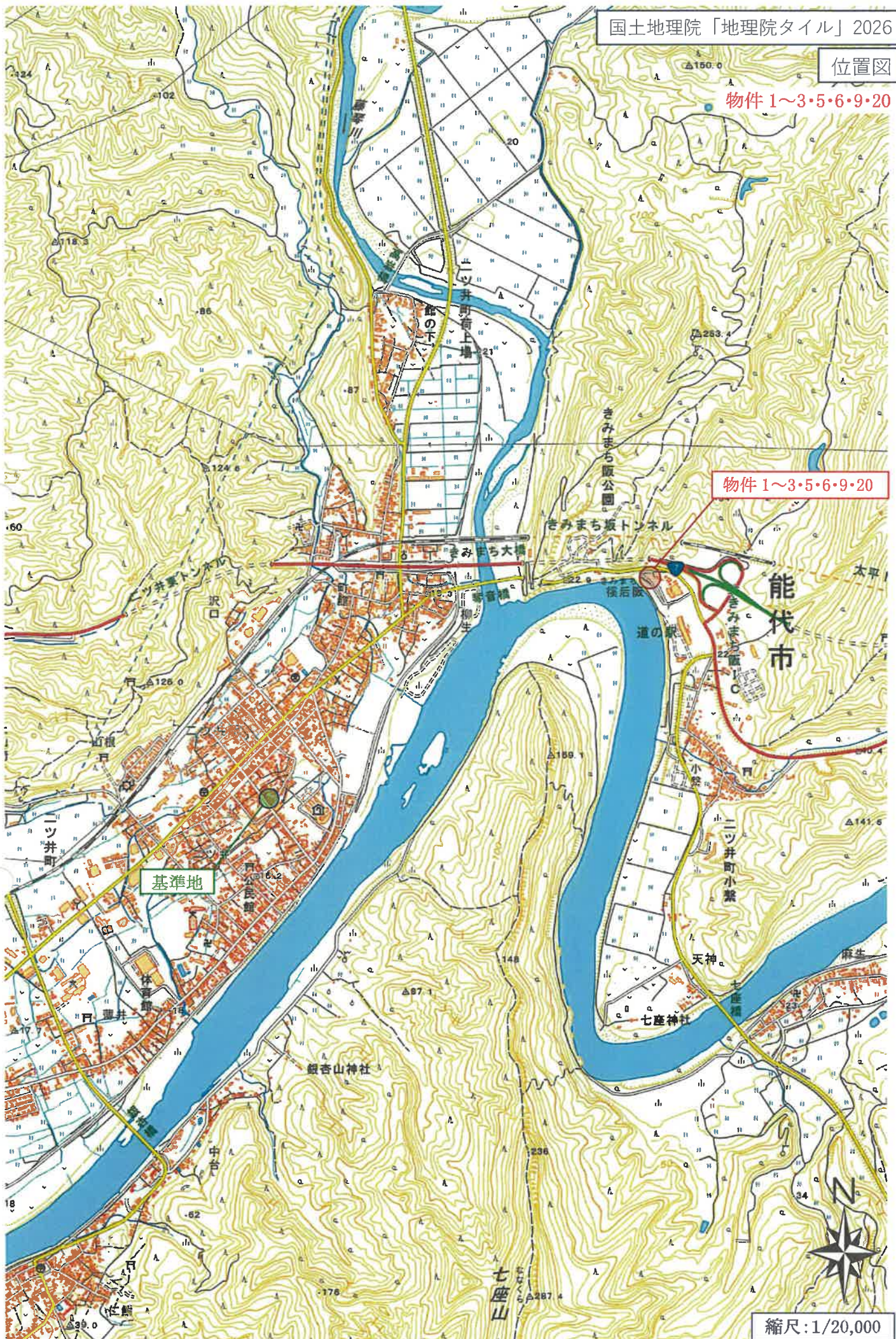
地 価 調 査 : 能代 (県) 5 - 3
所 在 : 能代市二ツ井町字三千苅 4 2 番 2 3
価 格 : 1 1 , 6 0 0 円 / m²
位 置 : J R 奥羽本線「二ツ井」駅の南東方道路距離約 4 5 0 m
価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日
地 積 : 2 9 2 m²
供 給 処 理 施 設 : 水道
接 面 街 路 : 南西側 9 m 市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域内、商業 (8 0 % 、 4 0 0 %)
地 域 の 概 要 : 店舗併用住宅に一般住宅が混在し、空店舗が多くみられる商業地域

第7 附属資料

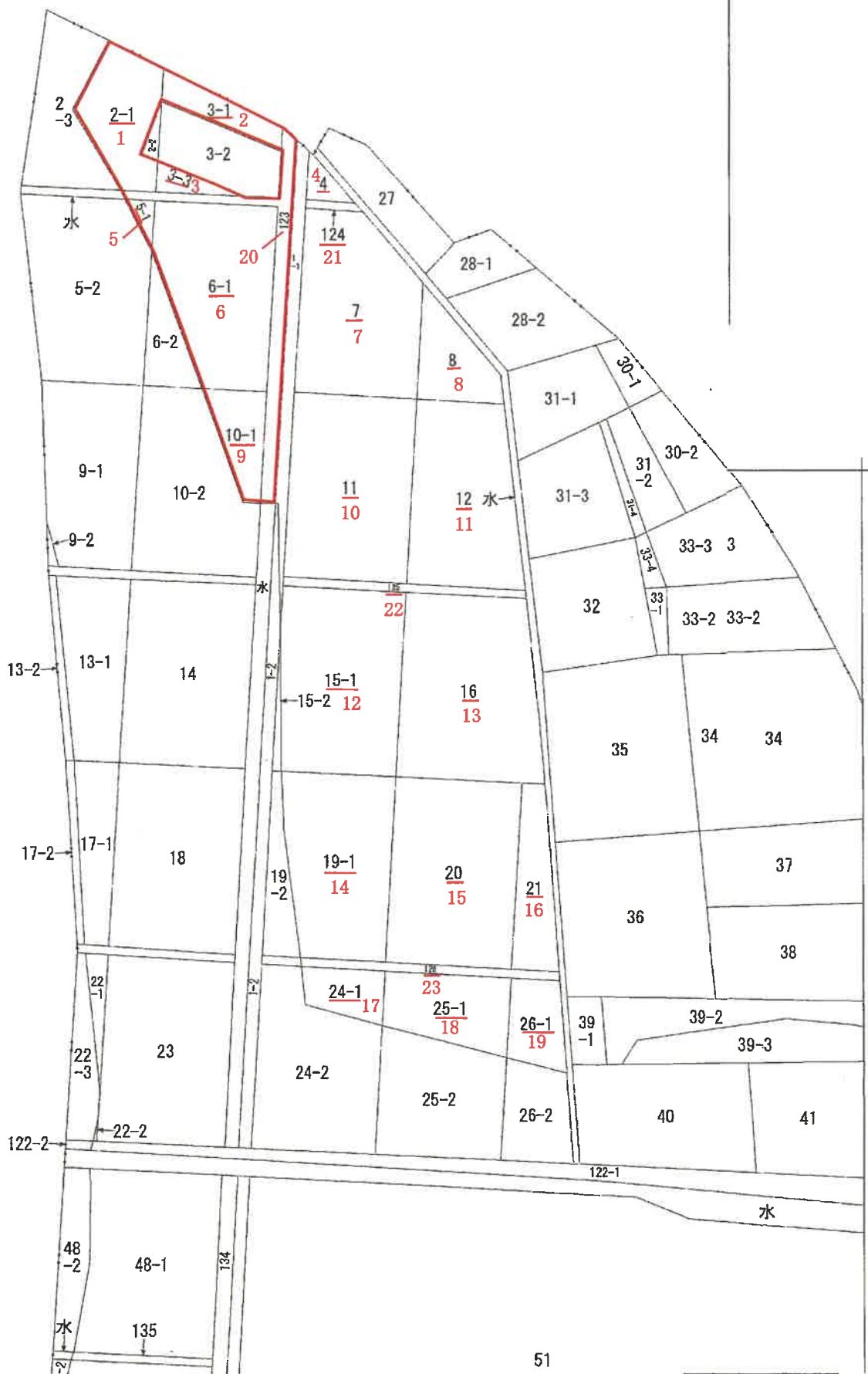
- 1 受命物件の位置図
- 2 位置図 (拡大図)
- 3 公図写し
- 4 地積測量図写し
- 5 建物配置図

物件 1~3・5・6・9・20

物件 1~3・5・6・9・20







請求 部 分	所 在	能代市二ツ井町小繁字泉				地 番	24番1		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座標系 番号又は 記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日	昭和49年10月1日			備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	A3版をA4版に縮小	

地積測量図

受命物件1

地番 2-1、2-3

土地の所在 能代市ニツ井町小鷺字泉

物件1

測量成果表

点番	Xn	Yn	Xn+1-Yn	Yn+1-Xn	面積
2-1	24370.924	-48979.379	5.206	-244896.47074	11.210
2-2	24377.937	-48989.676	17.010	-835246.433600	10.195
P.1	24387.974	-48990.173	11.034	-543496.87362	1.141
X1	24389.031	-48990.458	1.054	-76131.094032	2.894
X2	24389.329	-48990.736	-3.281	273372.049616	6.376
X3	24393.373	-48990.991	-4.664	10856.559585	8.244
X4	24393.472	-48978.924	-19.554	30355.236620	8.734
X5	24375.437	-48975.351	-2.281	111215.44440	7.898
X6	24372.791	-48975.351	-4.519	221270.633618	4.440
合計				290.198771	
面積				145.1983895	

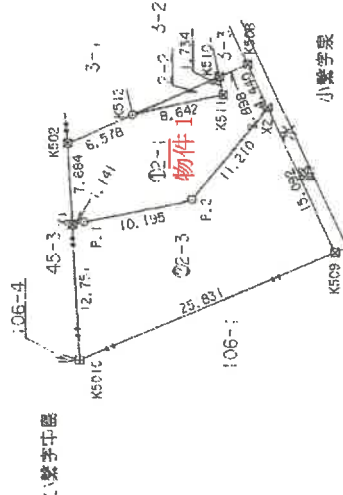
点番	Xn	Yn	Xn+1-Yn	Yn+1-Xn	面積
X1	24389.031	-48990.458	-9.393	10253.230344	1.141
P.1	24387.974	-48990.173	-11.084	543496.87362	10.195
X2	24377.934	-48990.170	-13.039	835246.433600	15.032
X3	24369.579	-48993.972	17.443	-854486.154896	23.831
X4	24389.367	-48990.139	24.513	-1701213.921784	72.731
合計				548.884443	
面積				279.4422415	

面積 519.54063100 m²

境界線の種類	筆界 (測点番号)
コンクリート杭	田
合成樹脂杭	☒

2級基準点の名称及び経緯値	
2級基準点	X= 24407.142
H20-No.3	Y= -48970.916
2級基準点	X= 24066.432
H20-No.4	Y= -48736.453

世界測地系による



縮尺 1/500

贈与者 申請人

作成者 (平成21年10月19日作成)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

A3版をA4版に縮小

登記年月日：昭和52年6月1日

64041

3

地番 3-2、3-3 3-1

土地の所在 山本郡三井町繁栄系
能代市

地積測量図

地積商

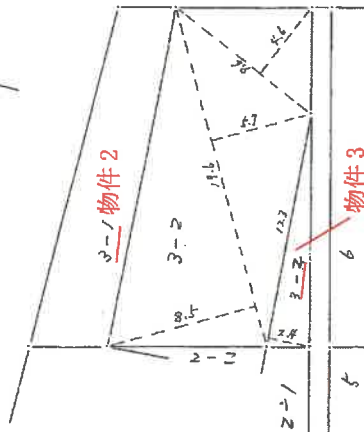
昭和52年5月24日
作製年月日

受命物件2
残地部分

受命物件3

作製者

申請人



$$3-2 \quad 8.5 \times 19.6 = 166.60$$

$$5.7 \times 19.6 = 111.72$$

$$4.6 \times 9.6 = 44.16$$

$$\begin{array}{r} \text{計} \quad 322.48 \\ 161.24 \text{ m}^2 \\ \hline 161.24 \text{ m}^2 \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{物件3 } 3-3 \quad 2.4 \times 13.3 = 31.92 \\ 1/2 \\ \hline 15.96 \text{ m}^2 \\ 15.96 \text{ m}^2 \end{array}$$

縮尺

1/300

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

552.6.1

A3版をA4版に縮小

地 址 5-1, 5-2

受命物件5

土地の所在
能代市二ツ井町小繋字泉

物体 5

點	號	點 3-1				點 3-2			
		X ₀	Y ₀	X ₁ +X ₀ -1	Y ₁ +Y ₀ -1	X ₀	Y ₀	X ₁ +X ₀ -1	Y ₁ +Y ₀ -1
P	3	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	X	3	24370.081	-48974.344
X	4	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	P	3	24356.819	-48974.111
X	5	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	X	4	24372.337	-48976.344
X	6	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	X	5	24374.709	-48974.866
K	5	24371.693	-48974.866	5.758	5.456	K	5	24374.709	-48974.866
K	6	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	6	24340.709	-48976.344
K	7	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	K	7	24354.313	-48974.609
K	8	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	K	8	24356.631	-48974.111
K	9	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	K	9	24370.081	-48976.344
K	10	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	K	10	24371.693	-48974.866
K	11	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	11	24370.081	-48976.344
K	12	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	K	12	24354.313	-48974.609
K	13	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	K	13	24356.631	-48974.111
K	14	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	K	14	24370.081	-48976.344
K	15	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	K	15	24371.693	-48974.866
K	16	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	16	24370.081	-48976.344
K	17	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	K	17	24354.313	-48974.609
K	18	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	K	18	24356.631	-48974.111
K	19	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	K	19	24370.081	-48976.344
K	20	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	K	20	24371.693	-48974.866
K	21	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	21	24370.081	-48976.344
K	22	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	K	22	24354.313	-48974.609
K	23	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	K	23	24356.631	-48974.111
K	24	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	K	24	24370.081	-48976.344
K	25	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	K	25	24371.693	-48974.866
K	26	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	26	24370.081	-48976.344
K	27	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	K	27	24354.313	-48974.609
K	28	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	K	28	24356.631	-48974.111
K	29	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	K	29	24370.081	-48976.344
K	30	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	K	30	24371.693	-48974.866
K	31	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	31	24370.081	-48976.344
K	32	24354.313	-48974.609	-5.034	5.1896	K	32	24354.313	-48974.609
K	33	24356.631	-48974.111	5.758	5.456	K	33	24356.631	-48974.111
K	34	24370.081	-48976.344	5.034	5.456	K	34	24370.081	-48976.344
K	35	24371.693	-48974.866	-5.758	5.456	K	35	24371.693	-48974.866
K	36	24370.081	-48976.344	-5.034	5.1896	K	36	243	

455.9477750

恒縣及び地名の候補地

2級基準点 H20-No. 3	X = 24407.142 Y = -48970.916
2級基準点 H20-No. 4	X = 24066.432 Y = -48736.453

世界測地系による

境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	☒

者
成
作

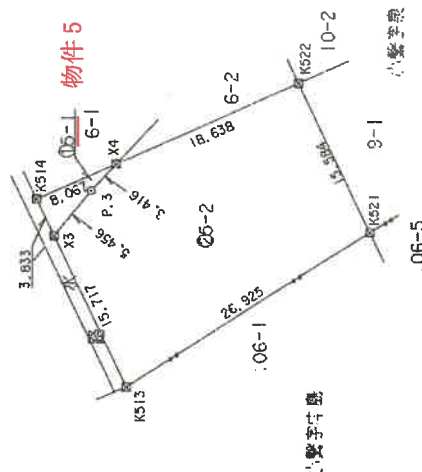
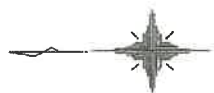
(平成21年10月19日作成)

(秋)田民土家園會一用(抵)

囑託者

縮尺 500

A3版をA4版に縮小



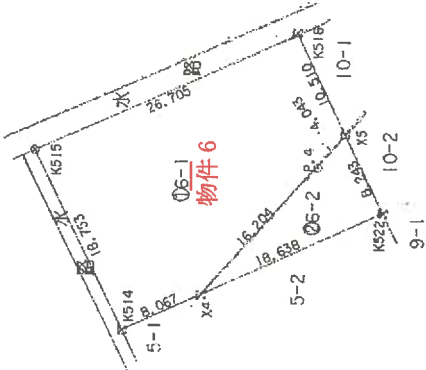
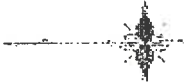
登記年月日：平成21年10月26日

地積測量図

番 6-1、6-2

土地の所在 能代市二ツ井町小繁字泉

受命物件 6



境界点座標表

点番	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1	距離
06-1					
X5	24350.727	-48956.806	-1.888	91450.940008	4.043
X4	24353.278	-48959.743	13.555	-553167.068398	16.204
X3	24364.313	-48971.909	10.415	-901812.119735	8.067
X2	24371.633	-48974.866	7.320	-747601.324930	16.753
X1	24379.919	-48967.851	-16.284	810105.360437	26.703
X0	24353.146	-48947.070	-23.773	142171.916570	10.510
06-2					
X4	24354.313	-48971.909	6.017	-244562.171353	16.204
X3	24353.278	-48959.743	-13.035	563167.068398	4.043
X2	24350.727	-48956.806	-6.017	244562.171353	16.204
X1	24347.761	-48954.065	13.035	-563167.068398	4.043
X0	24353.146	-48947.070	53.385	142171.916570	10.510
合計					500.7120035

2級基準点	X= 24407.142
H2C-NO.3	Y= -48970.916
2級基準点	X= 24466.432
H2C-NO.4	Y= -48736.453

世界測地系による

境界線の種類	筆界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	☒
定礎杭	☒

作成者

(平成21年 6月19日作成)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

嘱託者
申請人

縮尺 1/500

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成21年10月26日

地 積 測 量 図

地 番 10-1、10-2

土地の所在 能代市ニツ井町小繁字泉

受命物件 9

測量成果計算表

物件 9				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1
K516	24140.157	-48950.455	-15.874	77680.798544
P.5	24335.272	-48942.523	-10.570	-517332.488110
K517	24350.721	-48925.006	-5.874	-177137.153544
K518	24359.041	-48924.070	-10.350	511359.350000
計			209.30310	16.383
面積			104.15	m ²

物件 9				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1
K516	24140.157	-48950.455	-15.874	77680.798544
P.5	24335.272	-48942.523	-10.570	-517332.488110
K517	24350.721	-48925.006	-5.874	-177137.153544
K518	24359.041	-48924.070	-10.350	511359.350000
計			209.30310	16.383
面積			104.15	m ²

2級基準点の名称及び座標値			
2級基準点	X	Y	
H20-80.3	24407.142	-48970.915	
2級基準点	X	Y	
H20-NC.4	24066.432	-48736.453	

世界測地系による

境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	☒

縮尺 1/500

嘱託者 中一清人

作成者 (平成21年10月13日作成)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

A3版をA4版に縮小

土地所在図
地積測量図

地番 123

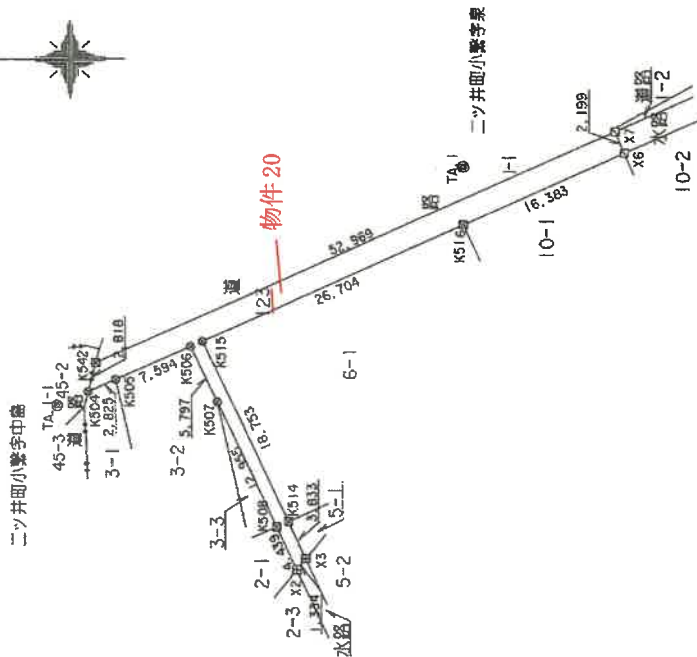
土地の所在 能代市二ツ井町小繁字泉

受命物件 20

境界点座標表

測点	Xn	Yn	Xn+1-Yn-1	Xn+1-Xn-1	距離
K5.42	24389.484	-48955.618	49.188	-24081.37	2.618
K5.04	24390.209	-48962.542	-1.650	91070.328	2.625
K5.05	24387.624	-48961.502	-9.533	466749.045	7.594
K5.06	24380.676	-48950.336	-9.386	459322.941	5.797
K5.07	24378.238	-48953.396	-7.885	386077.954	12.955
K5.08	24372.791	-48973.351	-7.314	399205.712	5.433
X2	24370.024	-48978.344	6.719	-37464.345	3.833
X3	24370.083	-48978.344	6.719	-37464.345	3.833
K5.14	24371.693	-48974.894	9.437	-46511.4	16.733
K5.15	24379.378	-48957.851	-16.547	810105.566	26.704
K5.16	24355.146	-48947.070	-39.421	192842.446	16.363
X6	24340.157	-48940.456	-14.123	691186.060	2.195
X7	24341.023	-48938.434	49.327	-2413986.133	52.959
面積			145.889	145.889	m ²
合計			145.889	145.889	m ²

物件 20



境界線の種類	境界	(測点番号)
コンクリート杭	田	
合成樹脂杭	区	
金属釘	区	
金属プレート	区	

2級基準点の名称及び座標値

2級基準点	X=	Y=
H20-No.3	24407.142	-48970.916
2級基準点	24066.432	-48736.453
H20-No.4	24066.432	-48736.453

既知点の名称及び座標値

既知点	X=	Y=
TA.1	24355.061	-48941.578
2級基準点	24393.060	-48963.823
TA.1-1	24393.060	-48963.823

世界測地系による

世界測地系による

作成者

申請人

縮尺 1/500

(平成22年 5 月29 日作成)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

A3版をA4版に縮小

